

※ 下線は、区民等意見により修正を加えた箇所

## 杉並区個人情報保護条例の改廃について（修正）

### ○ 条例整備の目的と経緯

区ではこれまで、国に先駆けて杉並区個人情報保護条例（昭和 61 年杉並区条例第 39 号。以下「個人情報保護条例」という。）を制定するなど、個人情報の保護に関する先進的な取組を行い、信頼される区政の実現に努めてきました。

一方、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）により、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）の 3 法が統合されることとなり、地方公共団体の個人情報保護制度については統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、制度全体の所管は国の個人情報保護委員会に一元化されることになりました。

令和 5 年 4 月 1 日以降、地方公共団体にも改正後の個人情報保護法が直接適用されることになるため、これまでの個人情報保護条例を廃止し、それに代わる新たな条例を整備する必要があります。

なお、改正後の個人情報保護法は、個人情報の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを規定したものであるため、個人情報保護条例においては、同法の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を規定することが許容されています。

このため、杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例（昭和 61 年杉並区条例第 41 号）第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に対し、個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方について、本年 6 月に諮問し、同年 11 月審議会から答申を得ました。

この答申の内容を踏まえ、個人情報保護条例を整備することとしました。

### ○ 新たな条例の概要（骨子）

#### 1 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとします。

#### 2 基本理念及び責務

以下の点を踏まえ、基本理念並びに区の機関（※）及び事業者の責務を定めます。

○ 個人情報は、プライバシーを含む個人の人格と密接な関係を有し、確実に保護されるべきものであることを踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するための取組を維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護すべきであること。

- 区の機関は、個人情報の取扱いに当たっては、十分な安全管理措置を実施し、情報漏えい等の事件及び事故を防止すべきであること。
- 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めるべきであること。
- ※区の機関とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会を指します。

### 3 個人情報登録簿の作成及び公表

区の機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、個人情報登録簿を作成し、公表しなければなりません。個人情報登録簿には、業務の名称、個人情報の収集目的等を登録します。

※ 区が従来使用してきた個人情報登録簿等の作成・公表については、法では任意とされていますが、区では作成・公表することとします。

### 4 委託等の記録

区の機関は、以下のときは、規則で定める事項を記録しておかなければなりません。

- 保有個人情報（※1）に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者に公の施設の管理を行わせるとき
- 保有個人情報に係る業務について、労働者派遣の役務の提供を受けようとするとき
- 利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用したとき（※2）
- 保有個人情報の区の機関以外のものへ提供したとき（※2）

※1 保有個人情報とは、区の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該職員が組織的に利用するものとして、区の機関が保有しているものをいいます。

※2 個人情報の保有の制限、不適正な利用の禁止、適正な取得、利用及び提供の制限等は法に規定されており、個人情報の目的外利用や外部提供は法に適合する場合のみ行うことができます。

### 5 開示請求の手数料

開示請求（※）の手数料の額は、無料とします。

保有個人情報の写しの交付等に要する費用は、開示請求者の負担とします。

※ 法の定めるところにより、何人も、区の機関に対し、自己情報の開示請求を行うことができます。

### 6 開示決定等の期限

開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内（※1）に実施します。ただし、開示請求者に対し、開示請求書の形式上の不備を補正するよう求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しません。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内（※2）に限り延長することができることとします。この場合、区の機関は、開示請求者に対

し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなりません。

※1 法では「開示請求があった日から（開示請求があった日の翌日から起算して）30日以内」とされていますが、杉並区においてはこれまでどおり決定期限を原則14日以内とします。

※2 延長期間は、法に定めるとおり30日以内としますが、期間の延長がなされると、「開示請求があった日の翌日から起算して44日以内」に開示決定等が実施されることとなり、現行の「開示請求があった日の翌日から起算して60日以内」よりも開示決定等に係る期間が短くなります。

## 7 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、区の機関は、開示請求があった日から44日以内に、開示決定等が可能な部分についてまず開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りることとします。この場合において、区の機関は、開示請求者に対し、その理由及び残りの部分について開示決定等を行う期限について書面により通知しなければなりません。

## 8 訂正決定等及び利用停止決定等の期限

訂正決定等及び利用停止決定等は、訂正請求及び利用停止請求（※1）があった日の翌日から起算して20日以内（※2）に実施します。ただし、請求者に対し、請求書の形式上の不備を補正するよう求めた場合は、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しません。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期間を30日以内（※3）に限り延長することができることとします。この場合、区の機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければなりません。

※1 法の定めるところにより、何人も、区の機関に対し、自己情報の訂正請求及び利用停止請求を行うことができます。

※2 法では請求があった日から30日以内とされていますが、杉並区においてはこれまでどおり決定期限を原則20日以内とします。

※3 延長期間は、法に定めるとおり30日以内としますが、期間の延長がなされると、「請求があった日の翌日から起算して50日以内」に決定が実施されることとなり、現行の「請求があった日の翌日から起算して60日以内」よりも決定に係る期間が短くなります。

## 9 訂正及び利用停止請求の対象

訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報については、本人が開示を受けていない情報についても請求の対象とすることとします。

## **1 0 審議会への諮問**

区の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき（例：個人情報の適正な取扱いを確保するために行う内部審査の際に使用する「自己点検表（チェックリスト）」や自己点検表の根拠となる安全管理措置等に関する基準の策定・改定を行う場合など）は、杉並区情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができることとします。

## **1 1 運用状況等の公表**

区長は、毎年1回以上、個人情報保護制度の運用状況等について公表しなければなりません。

## **1 2 条例の施行日**

令和5年4月1日に施行します。

## **○ その他の条例改正**

杉並区自治基本条例（平成14年杉並区条例第47号）等、必要な条例については、法の改正に伴う規定の整備を行う予定です。

以 上